

物価高対応子育て応援手当の支給について

1 概要

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策において、0歳から高校3年生年代までの子ども達に1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給することが決定されました。これを踏まえ、本市においても以下の支給方法や今後のスケジュールにより実施するものです。

2 物価高対応子育て応援手当について

(1)事業の目的

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国の子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給する。

(2)支給対象者

児童手当支給対象児童(令和7年9月30日時点)を養育する父母等 ※対象児童には、令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに生まれる新生児も含む

【多摩市対象者見込み数】世帯数・・・12,517世帯 児童数・・・20,381人
※児童手当支給者、公務員、新生児、施設入所者等

(3)給付額

子ども一人当たり 一律 2万円 ※所得制限なし

(4)事業スキーム

- ・「プッシュ型」で支給。応援手当の案内通知及び希望しない場合等の申出書送付
- ・(希望しない場合など必要であれば)申出書の返送
- ・児童手当登録銀行口座等への振込
- ・公務員・新生児等は別途申請必要(公務員対象見込者に別途勧奨通知を送付予定。新生児は別途児童手当を申請された方へ応援手当を支給する)

3 スケジュール(予定)

令和8年1月29日 支給お知らせハガキ発送(プッシュ型・児童手当受給者)
2月12日 応援手当の案内通知発送(公務員他)
2月27日 応援手当支給(プッシュ型・児童手当受給者)
2月～3月 公務員他申請受付
3月～5月 応援手当支給(公務員他)

以上